

令和5年度第2回静岡市自立支援協議会 議事録

日 時 令和5年8月31日（金） 午後2時から

場 所 駿河区役所 3階 大会議室

出席者 鈴木政史委員（会長）、佐野公一委員、杉山久邦委員、
（委員） 深澤しづか委員、小林美保委員、小久江寛委員、石割聖委子委員、
中村倫也委員、寺田卓代委員、亀田良介委員、北島啓詞委員、
吉永智美委員、山内豊浩委員、市川靖剛委員

（事務局） 池田保健福祉長寿局局理事兼局次長兼健康福祉部長、
松田障害福祉企画課長、宮原障害福祉企画課課長補佐、
大石障害福祉企画課地域生活支援係係長、
越智障害福祉企画課主任主事、田中障害福祉企画課主事、
神田障害者支援推進課長、田口障害者支援推進課課長補佐、
久保田障害者支援推進課係長、
望月地域リハビリテーション推進センター所長、
野ヶ山精神保健福祉課長、前林精神保健福祉課課長補佐、
板倉精神保健福祉課企画係長、上田精神保健福祉課主査

（相談支援事業所） 静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、
サポートセンターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか、
アグネス静岡、ひまわり事業団ピアサポート、
静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、
静岡市支援センターみらい、清水障害者サポートセンターそら、
はーとぼる、百花園宮前ロッヂ

傍 聴 者 一般傍聴者5人

議題 静岡市障がい者共生のまちづくり計画について

開会

議題 静岡市障がい者共生のまちづくり計画について

● 障害福祉企画課より資料 1（1～9 ページ）及び資料 1 別紙 1 を説明。

【佐野委員】

いただいた資料 1 の 2 ページの、市民アンケートの調査結果なのですが、この部分がなくなるということになります。大分野の中で表現していくというお話ですが、親御さんと一緒に見ることがありまして、説明時にこういうアンケートがあつて皆さんも答えていますよね、といった話をすることがあります。

やはりこのアンケートの部分は、大事なところだと思ひまして、市民の声が反映されていることが一目瞭然でして、文章化されたものから読み解いていくとなると、少し難しくなると思ひました。

【障害福祉企画課】

実際に使われている方の目線は、非常に大事な観点だと思います。あまり溶け込み過ぎないよう、別の方法を含め検討させていただきます。

【鈴木会長】

全くなくしてしまうというよりは、アンケートからわかった課題とか、そういった項目を設けることで表現するのもよいかもしれない。ご検討をお願いします。

【小久江委員】

現計画冊子の「静岡市の障がい者施策等の状況」同様、手帳の交付状況が次期計画にも載ると思うのですが、支援区分の状況は載せられないのですか。

【障害福祉企画課】

ご意見ありがとうございます。支援区分について、現時点では掲載していない状況でして、統計的に載せることは問題ないかと思うので、掲載に向けて精査します。

【鈴木会長】

障がいの定義は曖昧なところがあつて難しいのかもしれませんが、読んだ方がわかりやすいような形で提示ができるといいと思います。

【寺田委員】

資料 1 の 5 ページに、様々な障がいというところがあつて、発達障がいの中に、「自閉症スペクトラム」や「学習障がい」があるのですが、これらはよく名称が変化していて、現在だと「自閉スペクトラム症」という名称が使用されていることが多いかと思ひます。ですの

で、名称の再確認をしていただけたらと思います。

【鈴木会長】

私もこの図は気になっているところがあって、発達障がいの部分で、「注意欠陥」よりは、「注意欠如」の方がよいかと思います。それから、赤字で入れていただいた「子どもから大人まで」は、図表において縦軸の方がよいと思います。

さらに気になることを言うと、身体・知的・精神についての法律名が書いてあるのですが、例えば難病法や発達障害者支援法などは入ってなくてよいか、その辺りを検討していたけるとよいと思います。

【障害福祉企画課】

まず呼び方を最新のものに合わせる、そして関連法を併記するという形で、方針を考えさせていただきたいと思います。また、縦軸にて「子どもから大人まで」を表現するよう、再検討します。

【佐野委員】

今の「さまざまな障がい」というところの図表において、現計画では図表の下に星マークで、「複数の障がいがある人や、障害がある人と障がいがない人は間で、悩みを抱えている人がいます」という文言があるのですが、これは次期計画では削られてしまうのですか。

【障害福祉企画課】

お手元の資料 1 から漏れていたのですが、ご質問いただいた部分は継続して掲載させていただきます。

【佐野委員】

この図表において、もう 1 点、医療的ケアが必要な方で、普通校や普通学級に通う子供さんがいらっしゃいます。そういった方々について、市の計画とは異なる別の表では、はみ出たような枠組みで書かれているものを見たことがあります。こちらは、どのようにお考えですか。

【障害福祉企画課】

医療的ケア児支援法の対象になる方であれば、同じようにこの計画に関わってくるところもあるかと思います。掲載方法について、他都市の計画などを参考に勉強させていただきます。

【鈴木会長】

障がい判定を受けずに普通学級に在籍する生徒もいます。そのような方も包括的に配慮していただけるとよいと思います。

【中村委員】

令和6年度施行予定の総合支援法等の改正の内容が、どの程度、次期計画に盛り込まれる予定でしょうか。

また、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律、いわゆる精神保健福祉法に関して、この一覧に載っていない状況です。総合支援法に福祉部分が寄せられ、精神保健福祉法はどちらかというと医療寄りの法律になっているとは思いますが、計画の中にもありますが、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に影響する法律ではあるので、国の動向の中へ掲載を検討していただけたらと思います。

【鈴木会長】

パッケージで法律が改正され、これから順次施行されていくと思いますが、内容を把握されていますか。

【障害福祉企画課】

総合支援法の改正及び施行内容について注視しており、順次、次期計画に反映予定です。

令和6年4月1日の精神保健福祉法の改正については、今まさに国で検討が進められているところですが、例えば令和5年度の部分に「改正に向けた検討等」という文言を記載するという方法もあろうかと思っています。これからの動きを含め、次期計画への掲載内容を検討していきたいと思っています。

【鈴木会長】

どこまでをこちらの計画に反映した方がよいのかということを、一度整理していただけるといいでしょう。

では、私から申し上げます。次期計画より「障害児福祉計画」であることを追記していただくのですが、全体的に少し文言を整理していただいた方がいいと思います。

例えば、「障がい者施策」となっているところは、「障がい福祉施策」といった表現とし、児童を含むのか者だけでいいのか、その辺りの再確認していただけるといいと思います。

● 障害福祉企画課より資料1（10～11ページ）及び資料1別紙2を説明。

【小久江委員】

資料1の11ページ（2）の赤字部分について、バリアフリー化のイメージがモノ・建物

をイメージしやすいので、「社会生活のあらゆる場面における」という方が、本来は違和感がないです。差別解消法に基づくとなると、様々な場面が考えられるので、違和感を感じているところです。

【障害福祉企画課】

事務局から補足説明をさせていただきたいと思います。別紙2の3ページ右側にございます、第5次障害者基本計画の「共生社会の実現に資する取組の推進」といった項目の中で、アクセシビリティ向上等については、ハード面とソフト面の両輪という趣旨で入っていました。

小久江委員がおっしゃったとおり、バリアフリー化というとハード面が目立つというところは、ある程度、国は意図していると思います。そこに対し、ソフトの部分として、合理的配慮が対応しており、両輪で進めていきましょう、という動きを事務局では想定しておりました。本項目の意図を事務局が掴み損ねているのか、あるいは実態と乖離した目標の書きぶりになっているのか、より適切な表現を事務局で検討させていただきます。

【鈴木会長】

いかがでしょうか。こういう表現がいいのではないかと、こういった部分を盛り込んだ方がいいのではないかと、ご意見をいただければと思います。

【小久江委員】

資料1の11ページ(2)の赤字部分は、国の文言をそのまま載せているということですか。

【障害福祉企画課】

前段部分を若干削っている部分があります。

【小久江委員】

そちらは確認をお願いします。個人的には、差別解消法や社会のあらゆる場面という考え方が前提にあった方が、わかりやすい捉え方だと思いました。

【障害福祉企画課】

ありがとうございます。検討させていただきます。

【鈴木会長】

例えば、「ソフト面、ハード面のバリアフリー化」といった表現とか、差別解消法の部分を少し削って、「あらゆる場面の合理的配慮」といった表現に変更しても良いかもしれない

ですね。他にはいかがでしょうか。

【佐野委員】

資料1の11ページ(3)になりますが、「多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援する」という部分で、数行下に「サービスや支援」という言葉が使われていますが、ここだけの意味を取ると、サービスだけでいいのだろうかということを疑問に感じました。

つまり、多様なニーズに対応したサービスのみで、地域生活が支援できるのかというと、なんとなくサービスだけではないと思います。

それからもう1点ですが、同じ段落の1番下の福祉人材の確保・定着というところになりますが、こちらに関しては、福祉事業所の皆様が1番ご苦労されているところだとは思いますが。確保・定着に関して、もう少し具体的な対策が欲しいです。人材確保ができないことで施設運営が成り立たないとか、短期入所のベッドがあるにも関わらず人材がいなくて運営できないとか、そういう現状がある中で、人材の育成、確保、定着が非常に重要な部分ではないかと思っています。こちらは、ぜひもう一歩、具体的な言葉に変えていただけるとありがたいです。

【鈴木会長】

ありがとうございます。今朝のニュースでちょうど福祉・医療分野では、入職者より離職者の方が多くなったそうです。事務局はいかがでしょう。

【障害福祉企画課】

1点目ですが、2日前の施策推進協議会においても、サービスだけではない、というご指摘をいただいたところでした。本日、こちらでもご意見をいただいたというところも踏まえて、支援という言葉も入れるのか、あるいは全体的にもう少し違う表現にするか、検討を続けさせていただきたいと思います。

2点目の人材確保の件ですが、そちらも課題であるとまさに意識しているところでございます。基本的な視点や目標の中にどこまで盛り込むのかという観点もあるのですが、そことは別に具体的な施策に盛り込んでいくべき内容についても、関係者の皆様のご意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っています。

【鈴木会長】

佐野委員がおっしゃった通り、インフォーマルサービスも必要ですので、表現を追記していく形でお願いします。

【佐野委員】

1つどうしても気になっていたのが、基本的視点というところです。まちづくり計画とい

うタイトルですので、目に見えた目標というものが必要かと思います。もちろん、PDCA サイクルでやることを謳っていますのでよいとは思いますが、この点いかがでしょうか。

【鈴木会長】

視点か目標かという部分ですね。事務局で、視点に変えた理由を教えてくださいませんか。

【障害福祉企画課】

一度、現計画の 21 ページをご覧ください。こちらは、基本目標がどういった内容かを記載したページですが、「基本理念に基づき、障がい者福祉施策を検討する上での基本的な視点を次のとおり定める」としています。この時点で、目標として、という言葉が急に入れ替わっているという現状があります。

また、もう 1 つ、別紙 2 でございます。1 ページをご覧くださいと、基本目標を何をベースに定めていたかという部分の記載がございます。例えば、内閣府の計画の横断的視点等を踏まえて策定しているものなので、この点については、「目標」というより「視点」という言葉が適切なのではないかと思ったところが 1 点ございます。

ただ、目標というものが計画には必要というところで、障害者施策推進協議会においても、視点よりも目標の方がいいのではないか、というご意見をいただいております。

そこに対してですが、計画全体に対する目標として打ち出しているものが、この後にお話しする「成果目標」となっています。現計画では、26 ページの部分です。計画全体に対する目標や大分野に対する目標は、この後、別の資料でご説明させていただきたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございました。日本語の問題かもしれませんが、もし目標にすると、(1) ～ (3) の表現も変えないといけないかもしれません。ちなみに、施策推進協議会では、どんな結論になったのでしょうか。

【障害福祉企画課】

そこが、事務局の案を話させていただいた段階で終わっているのですが、例えば、静岡市の持っているマスタープランである総合計画でいいますと、障害福祉策に対する具体的な目標としまして、地域における共生が進んでいると考える人の割合を上げる、といったところがございます。それは個別計画においても同じ目標があるのは当然なので、この計画においても改めてそういった目標を改めて設定するのがあるかと考えています。

さらに、成果目標だけでは網羅できていないような大分野ごとの目標を検討する余地があるかと思っています。そのときご意見をいただいていた委員には、回答をさせていただいたところです。

【鈴木会長】

ありがとうございます。また原案が出たときにご意見をいただければと思います。

私から1つ、基本理念で「障害の有無にかかわらず、相互に尊重し」というところですが、ここを相互にしてしまうと、どうしてもある人となない人で別れてしまっていると思います。例えば、「多様な人たちがお互いに尊重し」にするとか、そういった表現に変えていけばいいと思います。

【障害福祉企画課】

ありがとうございます。文言の精査も進めさせていただきます。

● 障害福祉企画課より資料1（12ページ）及び資料1別紙3を説明。

【鈴木会長】

静岡市として充実させたい、強化したいものや、独自の目標があればご意見をいただければと思います。

【中村委員】

主に成果目標1に係る部分ですが、地域生活の移行ということで、前回のこの場でも申し上げたのですが、静岡市の特徴として、グループホームの急激な増加が気になっているところです。地域移行支援部会では、高齢分野の委員より果たしてグループホームは地域生活なのかという率直なご意見もありました。入所施設からグループホームに移れば地域移行なのかという議論もあると思いますが、成果目標と別でも構いませんので、地域移行の中身を可視化できる形を毎年とっていただければ、今後の検討材料になると思っております。

【障害福祉企画課】

地域生活に移行した人数という目標を持ちながら、その中の内数としてグループホーム等で暮らしているのか、一人暮らしをしているのかという把握もできれば、という内容でよろしいでしょうか。

【中村委員】

それでいいと思います。

【障害福祉企画課】

わかりました。事業所への調査等をしておりますので、その中で可視化できるような方法を考えていきたいです。

【鈴木会長】

実績を口頭でもいいので、出してもらいたいかもしれません。なかなか難しい目標を立てても仕方ないと思うのですが、今出していただいた、グループホームへの移行者と一人暮らしを開始した移行者の成果目標があればベストだとは思いますが、またご検討をお願いします。

【市川委員】

指標について、現在こちらに書いてあるものと変わるということですか。

【障害福祉企画課】

一部国の指針の中で、こういった指標を置くと示しているもの、市独自に設定しているもの以外については、一部国の指針に合わせて改訂するものがございます。

市が独自に設定しているものについては、このタイミングで任意に変えることができます。

【市川委員】

こちらには、利用者数が何人と書いてあるのですが、この通りにすると全く違うものになるのではないかと考えていて、その辺りはいかがでしょうか。

【障害福祉企画課】

失礼いたしました。そちらは、説明させていただいた中で抜けている部分がありましたということで、サービスごとの利用者等については、当然定めるものでありますので、別紙3からは抜けていましたが、引き続き設定するものでございます。

【市川委員】

それと気になったのが、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みです。令和4年度達成となっているのですが、現状相談支援者は人数的には達成されたということですか。

【障害福祉企画課】

今のご質問は、資料1の8・9ページの話ですか。

【市川委員】

こちらはそのものと合わせたところで達成ということですか。

【障害福祉企画課】

8・9ページは、令和4年度時点での内容を踏まえて達成できる見込みかどうかを記載さ

せていただいた内容でございます。この、成果目標6に対しては、具体的な考えを補足させていただきたいと思います。

【障害福祉企画課】

こちらの達成か否かですが、国の基本的な指針に「相談支援体制の充実・強化等」の記載があります。基幹相談支援センターを、本市は静岡市障害者協会へ委託をしているのですが、こちらの確保・設置をもってして、「確保」が選択できるような項目となっております。

また、設置と併せて細かい活動指標の項目がありまして、具体的には、地域の相談支援事業者に対する訪問等による相談・指導の件数であったり、地域の相談支援機関との連携強化の取組件数がございます。

【市川委員】

前計画から、相談支援専門員数が足りていないということが、ずっと解決されていません。これが達成となっていたのが疑問だったので、お聞きしました。

【障害福祉企画課】

さらに補足です。こちらの成果目標自体、先ほど田中から説明いたしましたとおり、基幹相談支援センターの設置、といった部分をもって達成か否かを判断する項目でございます。

一方、市川委員からいただいたお話ですと、現計画の59ページをご覧ください。こちらは、相談支援専門員の数等の設定の活動指標ですが、そういった事業単位の点で見えていくと、達成できていないというのはおっしゃる通りです。そちらについては次期計画で、現状成果目標を達成しているからいいという話ではなく、継続的に取り組んでいくべき課題だと認識しております。

【寺田委員】

資料1別紙3における成果目標3の強度行動障がい有する障害者の状況というところで、目標値が整備（令和8年度）となっておりますが、今の段階の計画で8年度まで整備されないのか、何を整備するのか、今の支援体制と何が違うのかを教えてください。

【障害福祉企画課】

現在の内容と何が違うのかですが、国の指針で新たに設定をするようになった項目でございます。まずその状況や支援ニーズを把握するという内容から始まるものでございます。こちらを十分に把握できている状況かという、決してそうとは言い切れない部分がございますので、まずそちらの把握から始めていく必要があるもので、少なくとも令和8年度までかかるという見込みです。ただ、次期計画の間には達成したいという理由で、こういった表記にさせていただいています。

【寺田委員】

人数を把握したら、できることはやればいいのかと思いますが、私の考え方がおかしいのでしょうか。なぜ令和8年度までなのかが腑に落ちません。

【障害福祉企画課】

やれるところをやっていく部分は当然でございますので、例えば、令和6年度に把握して7年度は何もせずに、では8年にやりましょうというわけではなく、令和6年度に把握できた部分で即時に対応できる内容は対応を始めていくという意識はございます。

ただ、その支援体制の整備完了とまで言いますと、ある程度基盤が整うところまで時間がかかるということで、令和8年度に設定しています。

【寺田委員】

強度行動障害はとても大変な内容です。支援や対策に期待している部分がとても大きいものですから、ぜひまた検討していただけたらと思います。ありがとうございました。

【鈴木会長】

何をもって整備とみなすのか、イメージが湧いてくるといいと思っているのですが、なかなか難しいです。拠点病院や拠点の入居施設が1つできると、一番いいとは思いますが、この市町村も苦勞しているところで、本市としてどこに目標値を持ってくるかというところを、少しイメージできるような形で目標に入れていただけるといいと思います。

【障害福祉企画課】

説明から漏れてしまったのですが、新たな活動指標と活動目標ができた中で、鈴木会長がおっしゃる通り、こういった状況をもってして整備されているか、という部分を気にされている自治体も大変多い状況です。

現在そういった照会をかけていて、全国の状況について、横の繋がりで認識を共有しているところですので、具体例にこういった状況をもって令和8年度の整備ができているか、また次回以降の会議で説明をさせていただけたらと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。また、計画案ができた段階で少し具体的になっていただければと思います。お願いします。

【市川委員】

こちらの目標値ですが、国の指標を参考にはしていると思いますが、達成するという意気込

みはどのくらいあるのでしょうか。ただの数値目標で設定したのか、福祉のことを考えてやる気がどのくらいあるのか、私たちも期待しているのですが、いかがでしょうか。

【障害福祉企画課】

目標として設定することのみで終わらないよう、全力で取り組んでいくという心づもりでございます。

【小久江委員】

別紙3の、中村委員からもご意見が出ていたところの、成果目標1は、身体や精神も入っているという認識でよろしいでしょうか。そうでしたら、中村委員がおっしゃる通り、目標値や状況も、身体や知的という区分ごとに出していただけるとよいと思います。

【障害福祉企画課】

承知いたしました。市独自の目標で、障がい区分の数も可視化できるように、というご意見ですね。検討させていただきます。

【小林委員】

成果目標5の児童発達支援センターの数が、2か所で達成になっていますが、清水区の一歩端の蒲原・由比の方々が、いこいの家やももに通われているということで、希望も含めて清水区にもつくっていただけたらと思います。

何をもって達成という形で示されているか教えてください。

【障害福祉企画課】

資料1の9ページをご覧になってのご意見ですね。まず、何をもって達成としているかについてですが、令和4年度末まで2か所だったところを、もう1か所葵区ではありますが、増えて3か所になる見込みといったところで、本市設定である目標は達成見込みといったところでございます。

ただ、そこに対して清水の方、特に蒲原・由比地区の方が苦勞されているといった状況を伺いましたので、次期目標の設定で検討したいと思います。

【深澤委員】

成果目標7に、障がい福祉サービスの質の向上に関わる体制の構築といったところがありますが、清水区でもサービス一覧表をつくったりして、サービス事業所同士の繋がりをつくるよう活動しております。

静岡市でもサービスの質を向上するための取組みができているという内容を、もう少し上手に伝わるようなものがあつたらいいと思います。

【障害福祉企画課】

市職員の障害支援区分認定調査員研修と相談支援従事者初任者研修の参加が主な取り組みとなります。サービスの質の向上を図るための取組として継続的な目標とすることで、体制維持に努めたいと考えています。

【深澤委員】

3年度から5年度までの計画の中でも、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関わる体制の構築というものはあります。その中で、目標達成に向けた主な取り組みということで、各種研修の活用、職員の人材育成、監査等実施事業ということがありますが、現場に即した取組みでどんなものがあるかと思ったところでございます。ありがとうございます。

【市川委員】

成果目標7で、体制は整ったので達成済みということですが、実際、去年は自立支援協議会で話し合いたいことを各部会から挙げてもらうということでしたが、挙がらないという現状です。体制構築はできたが、内容は伴っていないので、これは達成かどうかということが疑問です。

その辺りは今後、どういうふうに困難ケース等が相談できるようになるのか、そういったことは考えられているのでしょうか。

【障害福祉企画課】

現在、困難ケースを含む個別ケース検討由来の議題が、自立支援協議会まで挙がらないということは、こちらも課題として認識しております。市独自の部分で盛り込むか否かというところを検討させていただいて、案を出させていただければと思います。

【鈴木会長】

自立支援協議会の中では、困難事例の共有というところがあります。しかし、他の市町村でも同様ですが、なかなか解決まで至ることが難しいです。自立支援協議会にて、例えばプロジェクトチームを用意し、解決できるものは解決していき、難しい案件は、県の自立支援協議会等に挙げていけるような仕組みがあるといいと思います。皆様ご協力をお願いいたします。

【山内委員】

資料1の8ページですが、例えば成果目標1だと、(2)入所施設を利用する方が減って、達成しているように見えるのですが、施設から地域に移行した人は少なく未達成となって

おり、差分の 15 人はどこに行ってしまったのか、と疑問に思いました。

一方で、成果目標 4 の就労状況等はいずれも未達成ですが、昨年度はコロナで一般的な就労も散々だったと思うので、その辺りの影響を加味すれば、健闘した数値だと思います。

数値目標のアセスメントはされているのでしょうか。

【障害福祉企画課】

その点につきましては、今 1 つ 1 つ横の並びだけで見ている状況になっています。ただ、おっしゃっていた成果目標 1 の人数が減っているがどこへ消えてしまったのか、といったところの分析が、この資料上は不十分であるため、次期目標の検討を深めていく中で、現状の正確な分析に取り組んでまいります。

閉会